

石川県伝統工芸事業者 再建支援事業費補助金 【第6次募集 公募要領】

【注意事項】

本補助金は、令和6年能登半島地震等により被害を受けた石川県内の地域において、石川県指定伝統的工芸品、稀少伝統的工芸品を製造する事業者等であって、生産設備等が当該災害により被害を受けた事業者の方が対象です。

(詳細な要件等については、2 ページ目以降をご確認ください。)

【受付方法】

申請書類は、電子メール、郵送又は持参にてご提出ください。

※郵送で提出する場合は、封筒に赤字で「石川県伝統工芸事業者再建支援事業費補助金 交付申請書在中」と記載して下さい。

【公募期間(第6次募集)】

公募開始日:令和7年10月10日(金)

公募締切日:令和7年11月28日(金)17時必着

※電子メール及び郵送での申請は、公募締切日の17時までに到着が確認できたもの。(郵送の場合は特に、日数に余裕をもったの発送をお願いいたします。)

【申請書類の提出先(お問合せ先は11ページに記載)】

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県 商工労働部 経営支援課 伝統産業振興室

E-Mail アドレス:densan@pref.ishikawa.lg.jp

令和7年10月

石川県

目 次

一 石川県伝統工芸事業者再建支援事業費補助金について……………	2
1. 目的	
2. 補助対象事業・補助率／補助対象者	
3. 補助金交付額	
4. 補助対象経費	
5. 補助対象経費全般に渡る留意事項	
6. 補助事業期間	
7. 申請方法	
8. 補助事業実施にかかる手続きの流れ	
9. 補助事業者の義務	
10. その他	
二 受付先及びお問い合わせ先……………	11
石川県商工労働部経営支援課伝統産業振興室	
三 申請関係書類の様式……………	12

一 石川県伝統工芸事業者再建支援事業費補助金について

1. 目的

本補助金制度は、令和 6 年能登半島地震等（※）により被害を受けた石川県内の地域において、石川県指定伝統的工芸品、稀少伝統的工芸品の製造事業者等の生産設備等の復旧および当該伝統的工芸品の伝統的な技術・技法の継承及び原材料の安定確保等を目的とした事業に要する経費の一部を補助することにより、当該災害からの復旧及び復興を促進することを目的とする。

※令和 6 年能登半島地震及び令和 6 年奥能登豪雨（令和 6 年 9 月 21 日から 23 日にかけて発生した令和 6 年能登半島地震との関連性の高い災害）をいう。以下、同じ。

2. 補助対象事業・補助率／補助対象者

○補助対象事業・補助率

①生産設備等整備事業 [補助率：3／4 以内]

②原材料確保・試作品製作事業 [補助率：3／4 以内]

○補助対象者

補助対象者は、令和 6 年能登半島地震等により石川県内で被災し、生産設備等が当該災害により被害を受けた下記の者です。

①石川県指定伝統的工芸品・稀少伝統的工芸品を製造する製造事業者（※ 1）

②石川県指定伝統的工芸品・稀少伝統的工芸品を製造する製造事業者等のグループ及び製造協同組合等（※ 2）

※ 1 製造事業者であって中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に定める中小企業者をいう。

※ 2 製造協同組合等においては、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に定める中小企業等協同組合をいう。

補助対象者は、事業の遂行に責任を持ち得る石川県内に拠点を有する者であることが必要です。また、グループ・製造協同組合等の場合、規約等が整備され、その構成員の意思が十分に反映されている組織であることが必要です。

複数者で共有利用する生産設備等を購入等する場合、代表者が補助対象者としての

要件を満たす場合に申請することが可能です。この場合、代表者は共有者全員から申請を行うことの同意書を得ることが必要です。

3. 補助金交付額

本補助金制度における、交付額の上限は以下のとおりです。

補助金交付額 【上限】	1,000万円 ※例えば 補助対象経費100万円×補助率3/4＝補助金交付額75万円
----------------	--

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は次の表に掲げる経費です。

補助対象 経費区分	補助対象経費	補助率
① 生産設備等 整備事業	伝統的工芸品の製造を再開するために必要な、災害により使用できなくなった設備・機器・道具等（窯、ろくろ、刷毛、工具等。）の購入費（設置に係る費用を含む）及び修繕費（ただし、不動産購入、建物の建設費用、被災により毀損された既存設備・機器等の撤去費及び処分費用は除く。）	3/4以内
② 原材料確保・ 試作品製作事業	伝統的工芸品の製造を再開するために必要な、災害により使用できなくなった原材料の購入費（災害により破損した商品の修繕、又は代替の商品を製造する際に必要な原材料を含む。ただし、原材料は被災前1年間における使用量相当量以下に限る。）及び型等の試作・製作費 上記に係る企画会議や調査等に必要な通信連絡費、試作品製作費、輸送費、委員謝金、専門家謝金、調査旅費、会議費、会場費、資料収集費、映像資料等作成費、報告書作成費、原材料費、分析調査費、外注費	3/4以内

※ 上記各事業については、ECサイト等Web上での事業も対象とする。

5. 補助対象経費全般に渡る留意事項

- 補助金の支払いは、補助事業終了後の精算払です。したがって、補助事業者から発注業者等への支払いは、補助金の受領前に各補助事業者において発注業者等へお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。
- 補助事業の成果が本補助金制度の目的に資するものではない場合、補助対象経費として認めない可能性があります。
- 補助事業を行うにあたっては、当該補助対象経費が明確に区分できるよう経理を行うとともに、その収支の事実を裏付ける証拠書類を整理してください。
- 帳簿等の証拠書類は、事業の終了後5年間保存しておかなければなりません。
- 単価50万円（税込み）以上の取得財産については、一定の期間、処分制限があります。なお、期間内に処分しようとするときは予め知事の承認が必要です。
- 補助事業を行うため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、知事から指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様）。
- 収支の事実は、客観的に確認できることが必要です。原則として、支払い方法は銀行等の預金口座への振込とし、現金決済は認められません。やむを得ず現金決済を行う場合は、事前に県に相談し理由書を提出して頂く必要があります。
また、補助対象外とする場合があります。
- 補助事業終了後の補助金額確定にあたり、補助対象物や帳簿類の確認ができない場合は、補助対象外となります。
- 購入する原材料は被災量の範囲内かつ被災前1年間における使用量に相当する量を限度とし、購入した原材料や道具等は受払簿などで購入、使用、在庫の数量を日付

の明記とともに管理していただきます。

- 補助金交付決定後（※）、事業補助事業期間内に、見積、発注、納品、検収、設置、請求、支払いが必要です。

なお、補助金交付決定日以前に行った事業であっても、令和6年能登半島地震の発災日（令和6年1月1日）及び令和6年奥能登豪雨の発災日（令和6年9月21日）以降においては遡及適用します。

- 旅費について、補助事業以外の用務が一連の旅程に含まれる場合は、按分等の方式により当該補助事業に係る部分のみを補助対象とします。
- 自社調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除（当該調達品の製造原価等）しなければなりません。（例えば、窯の製作をグループ内で行う場合は、労務費は除いた製造原価のみが補助対象経費となります。）
- 暴力団排除に関する以下の事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはなりません。
 - （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 補助金の交付については、石川県補助金交付規則の定めによるほか、交付要綱によ

り、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。

●以下については、補助対象になりません。

- 交付決定日前に発注・購入・契約等を実施したものに係る経費。
※ただし、補助金交付決定日以前に行った事業であっても、令和6年能登半島地震の発災日（令和6年1月1日）及び令和6年奥能登豪雨の発災日（令和6年9月21日）以降においては遡及適用します。
- 陳列されていた商品や在庫品、仕掛品の落下等による破損品の再購入、廃棄費用等。
- 風評被害などによる逸失利益。
- 不動産購入費用、パソコンやサーバの購入費、補助事業者の事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料。
- 振込手数料。
- グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された旅行料金。
- 外国からのバイヤー等招聘旅費。
- 消費税・地方消費税。

（注1）非課税・免税事業者及び消費税法の規定により消費税額の控除の特例が適用される者は補助対象とすることができます。

（注2）また、課税売上割合が低い等の特段の理由により、消費税仕入控除税額の確定後に報告及び返還を選択される者は補助対象とすることができます。

- これまでに本補助金の交付を受けた事業者については、第6次公募分との合計額が、当該補助金の補助上限額を超えない限りにおいて、追加的な経費を対象とします。ただし、対象とする数量は、累計で被災した量を超えないよう留意してください。また、原材料については、被災した量に併せ、累計で被災前1年間の使用量を超えないよう留意してください（本事業で購入した物品が令和6年奥能登豪雨に伴う災害により失われた場合、その量は累計に含めないことができる。）。

- 原材料については、最低購入単位が1年間の使用相当量を上回る場合、申請書内にその旨を明記いただくことで全量を補助対象とできる場合があります。ただし申請書には、最低購入単位と1年分使用見込量の双方を記載してください。

6. 補助事業期間

補助事業期間は、交付決定日から令和8年3月6日（金）までとなります。

なお、交付決定日以前に行った事業であっても、令和6年能登半島地震の発災日（令和6年1月1日）及び令和6年奥能登豪雨の発災日（令和6年9月21日）以降においては遡及適用します。

7. 申請方法

本補助金では、電子メール、郵送又は持参のいずれかの方法で申請を受付します。

（1）申請受付先及びお問い合わせ先

石川県商工労働部経営支援課伝統産業振興室（詳細はP. 11参照）

（2）受付期間

令和7年10月10日（金）～ 令和7年11月28日（金）

9時～17時 /月曜～金曜（土日・祝日を除く）

※電子メール及び郵送の場合、公募締切日の17時迄に到着確認できたもの。

※郵送の場合、公募締め切り日の17時必着。（日数に余裕をもつての発送をお願いいたします。）

（3）提出書類

以下の書類を石川県商工労働部経営支援課伝統産業振興室あてに提出して下さい。なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。提出書類等の返却は致しませんので、必要に応じて副本をご作成・保管ください。

①電子メールで提出する場合

電子メールで提出する場合は、**メール件名は「【石川県伝統工芸事業者再建支援事業費補助金】事業計画書（申請元である事業者個人名、グループ名または製造協同組合名）」としてください。**メールを受信した後に県の担当者より、受信確認の返信を行います。

なお、**添付ファイルは合計10MBまでとなるようにしてください。**ファイルサイズが10MBを超える場合は、複数のメールに分割して送付してください。

2営業日以内に返信がない場合は、お手数ですが石川県商工労働部経営支援課伝統産業振興室まで電話にてご連絡ください。（連絡先はP. 11に記載）

②郵送で提出する場合

郵送で提出する場合は、封筒に赤字で「石川県伝統工芸事業者再建支援事業費補助金交付申請書在中」と記載して下さい。

【提出書類】 ※用紙サイズは全てA4

① 交付申請書(P.12)

② 補助事業計画書(P.13)

③ 経費計画書(P.17)

④ 申請者の本人確認書類

- ・企業等(個人事業主を含む)にあつては、資本関係、事業概要、伝統的工芸品製造を生業としていることが分かる資料(写し可)。
- ・グループ等にあつては、規約、直近の構成員の氏名又は名称を記載した名簿等団体の性質が分かる資料(写し可)。
- ・組合等にあつては、定款又は登記簿謄本(登記事項証明書)、直近事業年度の構成員の氏名又は名称を記載した名簿、等団体の性質がわかる資料(写し可)。

⑤ 生産設備、原材料等の被害が把握できる次のいずれかの書面

- (1)工房内の設備や道具、原材料の被害状況を撮影した写真数枚とそれぞれの写真を説明したもの。
- (2)被災した生産設備等にかかる罹災(被災)証明書など公的機関が発行したもの。(被災した生産設備、原材料等の被害の状況が記載されていることが必要です。)
- (3)上記(1)及び(2)の書類では、個々の申請物品の被害状況が明らかにならない場合、その理由とともに、生産設備・原材料の被災状況の申請内容が虚偽でないことを宣誓する直筆署名入りの文書(署名は個人事業主の場合は本人、法人・組合等の場合はその代表者として。ただし、これらの代表者が不存在などの場合には、これに準ずる者として。)

※上記文書は、補助事業計画書・経費計画書と同一ファイル内に様式があります。

⑤ 令和6年奥能登豪雨による被害を受けたことを証する公的機関が発行した、罹災(被災)証明書(当該災害により生産設備等に被害を受けた場合に限る)。

⑥ 旅費や謝金が発生する場合には、旅費、謝金等に係る規程

【提出部数】

1部

【注意事項】

- 用紙サイズは、全てA4で統一して下さい。
- 電子メールで提出する場合は、全てA4サイズとして下さい。

（４）交付決定について

以下の審査基準に基づき、審査を行います。交付決定にあたっては、事業内容や全体の予算の都合等により、希望する金額が減額される場合があります。

また、必要に応じ、申請内容についてヒアリングを求めることがあります。

なお、各事業の評価・審査の経緯等に関する問い合わせには回答できませんので、予めご了承下さい。

【審査基準】

①現状把握・事業の目的等

- ・被災により伝統的工芸品の製造に不可欠な生産設備、原材料等が毀損されたか。
- ・事業の目的は被災後の産地の現状・課題を踏まえた上で適切に設定されているか。
- ・必要性・緊急性を踏まえて、当該事業を実施する意義が明確になっているか。

②事業内容

- ・事業内容は、いつ、どこで、誰が何を実施するのか整理できているか。
- ・事業内容は、事業目的との整合性があり、目標を達成するのに妥当な内容か。
- ・事業の実施方法や事業規模が適正であり、実現可能なものになっているか。

③経費の効率性

- ・積算内訳が適切か。
- ・経費が事業の内容・効果に対して過大ではないか。

【注意事項】

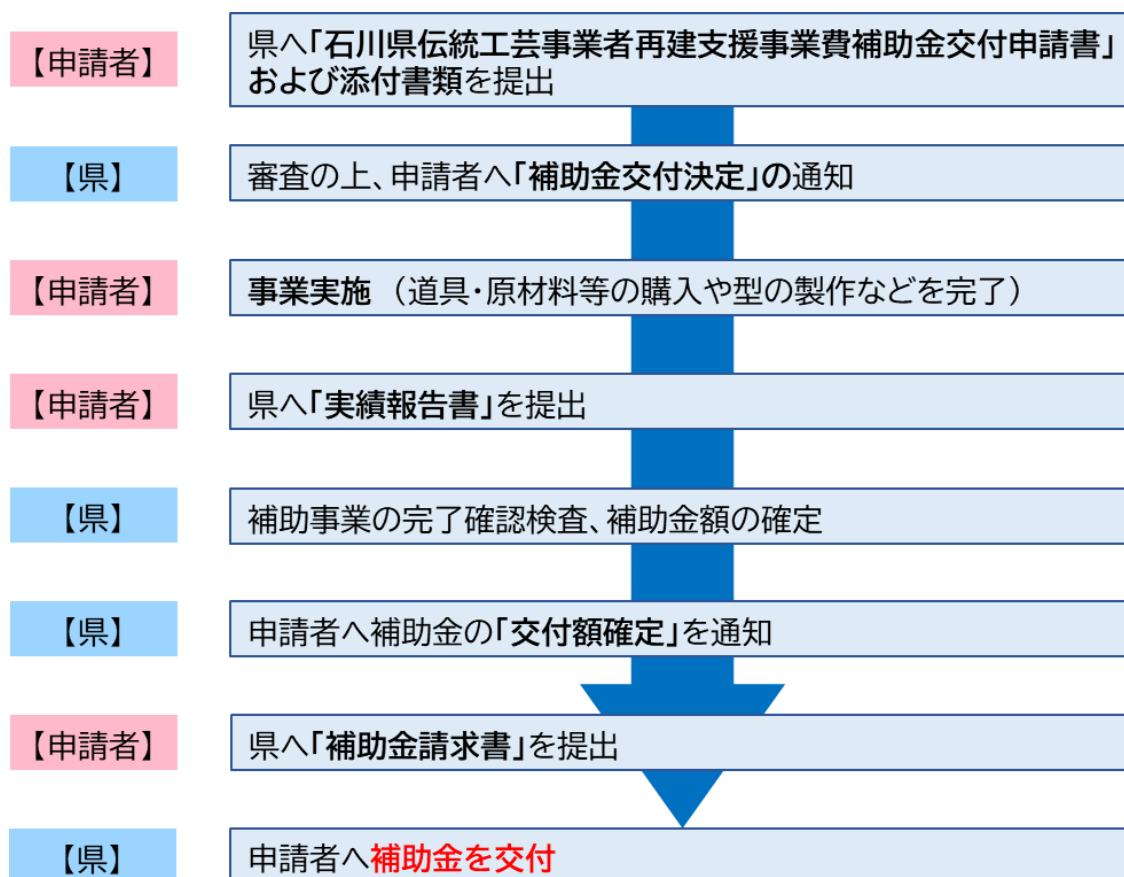
- ◆上記①～③は審査の目安となる基準であり、項目全てが事業計画に反映されている必要はありませんが、審査に際して重要な事項であるため、十分に検討の上、作成してください。

（５）交付決定通知

審査を受け、採択された事業については、事業者名等を公表し、併せて審査結果（採択又は不採択）については後日、県から申請事業者あて通知します。採択となった方は、別途、石川県伝統工芸事業者再建支援事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付にかかる必要な手続きを行っていただきます。

なお、補助金の交付手続きにあたり、事業内容等について事業実施に伴う費用対効果が最大となるように、事業内容を検討するとともに、実施体制の整備を行っていただきます。

8. 補助事業実施にかかる手続きの流れ



9. 補助事業者の義務

補助事業者は、石川県補助金交付規則（昭和34年規則第29号。以下「規則」という。）及び石川県伝統工芸事業者再建支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定めるところに従う必要があります。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることがあります。

- （1）交付要綱第19条第1項の規定による交付決定の取消、同第2項の規定による

補助金等の返還

- (2) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと
- (3) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

10. その他

- (1) 事業が完了した日から起算して30日以内、又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払になります。(交付要綱 別記第9号様式)
- (2) 補助事業の進捗状況確認のため、県が実地検査に入ることがあります。
- (3) 補助事業終了後、県が実地検査に入ることがあります。

二 申請受付先及びお問い合わせ先

〒920-8580

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県 商工労働部 経営支援課 伝統産業振興室

電話番号:076-225-1526 9時～17時/月曜～金曜(土日・祝日を除く)

E-Mail アドレス : densan@pref.ishikawa.lg.jp

三 申請書類の様式

1. 交付申請書（Word ファイル）

別記第 1 号様式（第 6 条関係）

石川県伝統工芸事業者再建支援事業費補助金 交付申請書

令和 年 月 日

石 川 県 知 事 様

（申請者）

申請者住所

- ・郵便番号
- ・事務所、本社等所在地

申請者氏名

- ・名称
- ・代表者の役職及び氏名

石川県伝統工芸事業者再建支援事業を下記により実施したいので、石川県補助金交付規則第 4 条及び石川県伝統工芸事業者再建支援事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により石川県伝統工芸事業者再建支援事業費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、補助事業計画書、経費計画書及び関係書類においては、不正や偽造がないことを申し添えます。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

（１）補助事業に要する経費	金	円
（２）補助対象経費	金	円
（３）補助金交付申請額	金	円

（千円未満切り捨て）

2 補助事業の目的及び概要（別紙 1「補助事業計画書」のとおり）

3 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分 （別紙 1「補助事業計画書」及び別紙 2「経費計画書」のとおり）

4 補助事業完了予定期日 令和 年 月 日

※押印を省略する場合に記載

発行責任者 _____
連 絡 先 _____
担 当 者 _____
連 絡 先 _____

※申請者記入不要

管理番号 _____

2. 補助事業者計画書

(別紙1)

補助事業計画書

1. 申請者の概要

(1) 伝統的工芸品の品目名

--

(2) 法人番号

--

(3) 申請者名

--

(4) 補助対象事業者の類型 ↓ 当てはまるものに○を記入

☐	石川県指定伝統的工芸品の製造事業者
☐	石川県指定伝統的工芸品の製造事業者のグループ グループ名:
☐	石川県指定伝統的工芸品の製造協同組合等 組合名:
☐	稀少伝統的工芸品の製造事業者
☐	稀少伝統的工芸品の製造事業者のグループ グループ名:
☐	稀少伝統的工芸品の製造協同組合等 組合名:

(5) 代表者 役職 氏名

(6) 担当者 役職 氏名

(7) 所在地 〒 住所

(8) 担当者電話番号 - -

(9) 担当者FAX番号 - -

(10) 担当者メールアドレス @

(11) 通知方法 ↓ 当てはまるものに○を記入

☐	上記9. メールアドレスに送付
☐	上記7. 所在地に郵送
☐	現在の居住地(避難先等)に郵送 (現在の居住地:)

(12) 【生産設備等の共同利用に係る申請の場合】申請者の構成 (注:該当しない場合記載不要です)

① 共同利用者の数 名

② 共同利用者の情報

利用者名	法人番号

※必要に応じて行を増やしてください

2. 申請事業内容

(1) 事業名

↓ 該当するものに○を記入

☐	生産設備等整備事業	※設備、機器、道具等の購入費及び修繕費
☐	原材料確保・試作品製作事業	※原材料の購入費、型等の試作・製作費

(2) 申請者の総出荷額(災害発生前の年間出荷額の合計)

万円 (年 月期)

※共同所有申請の場合、所有者全員の総出荷額

(3) 被災した設備等の状況 ↓ 当てはまるものに○を記入し、被害状況を具体的に記載ください。

	分類	被害状況 (被害を受けた要因になる災害ごとに記載)	添付書類 ※
	設備		
	道具		
	原材料		

※添付書類は、次のいずれかを提出ください

- ① 被災状況が分かる生産設備等の被害状況を撮影した写真とその写真の説明を記載した資料(自由様式)
- ② 生産設備等に被害があったことが確認できる公的書類(罹災証明書など)
- ③ 上記①及び②の書類では、個々の申請物品の被害状況が明らかにならない場合、申請内容が虚偽でないことを宣誓する直筆署名入り文書(別添様式)

(4) 本公募事業の内容 ↓ 当てはまるものに○を記入

	設備の購入もしくは修繕
	道具の購入もしくは修繕
	原材料の購入
	型等の試作・製作

上記の詳細

設備・道具・ 原材料名	購入等 数量	災害に より失 われた 数量	被災前の通常の使用頻 度(設備・道具)、年間又 は月当たりの使用数量 (原材料等消耗品) 必要性・緊急性	伝統的工芸品の製造における 用途 被災前の通常の使用頻度、 使用数量	納入時期、修繕の時期 (注:補助事業期間内に完了す ることが求められます。)	設置・使用場所 (注:市町村名から始まる 具体的な場所)

型等の試作・製作の場合のスケジュール等(注:補助事業期間内に完了することが求められます。)

--

(5) 期待される効果・目標

--

(6) 実施体制(役割分担)

--

3. 経費計画書

(別紙2)

経費計画書

1. 補助対象経費等

(単位:円)

経費区分 (事業名)	補助事業に要 する経費	補助 対象経費	自己調達 資金等	補助金 交付申請額	備 考
生産設備等整備事業					
原材料確保・試作品 製作事業					
合計					

※ 3. 経費積算内訳のとおり。

※「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するのに必要な経費。

※「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうち、補助対象となる経費。

※「自己調達資金等」とは、「補助事業に要する経費」のうち、「補助金交付申請額」以外の額。

※「補助金交付申請額」とは、「補助対象経費」のうち、補助金の交付を希望する額で、その限度額は「補助対象経費」に補助率を乗じた額になる。

2. 補助事業に要する経費の調達方法

(単位:円)

費 目	金 額
自己調達資金等	
他の補助金	
自己資金	
その他(借入金・参加者負担金等)	
補助金申請額	
合 計	

3. 経費積算内訳(補助対象経費の算出基礎)

(単位:円)

経費区分 (事業名)	内容	算出基礎					備考
		(経費)	(単価)	(員数)	(回数)	金額	
【記載例】 原材料確保・試作品 製作事業	原材料費	漆	15,000 円	30 kg		450,000	
合計							

※算出基礎の「(経費)」については、生産設備等・原材料購入の場合は購入する物品名を記載すること。

4. 宣誓書

(別添様式)

令和 年 月 日

石川県知事 様

住所

団体名

代表者名

生産設備、原材料等の被災状況の報告に係る宣誓書

石川県伝統工芸事業者再建支援事業費補助金に関し、別紙 1 により報告した被災状況に、一切の虚偽がないことを誓約します。

代表者自署
